

## 告 示

### 埼玉県告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人トトロのふるさと基金
- 埼玉県所沢市三ヶ島三丁目千百六十九番地の一
- 二 指定の期間  
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで